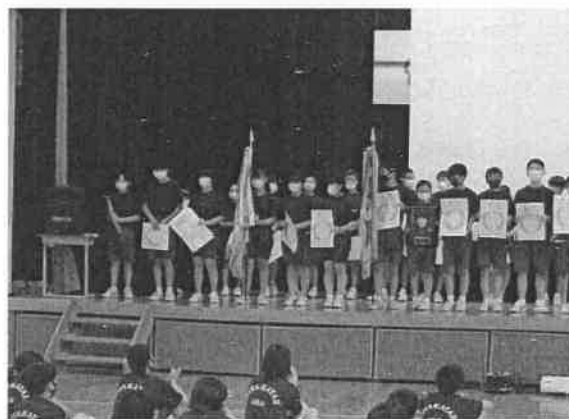
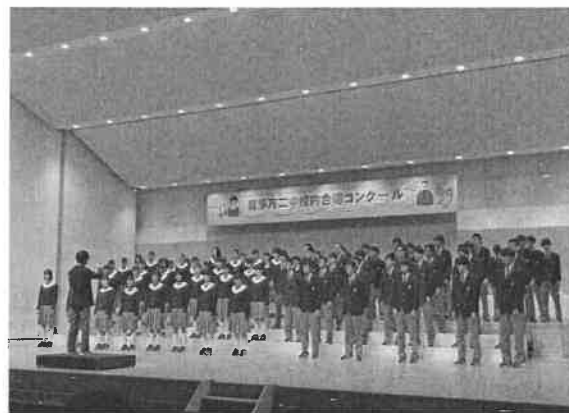


令和3年度 喜多方市立第二中学校 同窓会総会

現在、新型コロナウイルス感染拡大が深刻な状況になっていることから、今年度開催すべき同窓会総会につきましては、開催しないことといたしました。

なお、本来であれば同窓会総会において協議決定すべき内容を、事前に三役会議において確認し、会計監査も実施していただき同窓会資料として作成いたしましたので、ご理解とご了承をお願い申し上げます。



喜多方市立第二中学校同窓会

喜多方市立第二中学校同窓会総会

議 事

- 1 平成31(令和元)年度・令和2年度年度事業報告について
- 2 平成31(令和元)年度・令和2年度同窓会決算報告について
- 3 令和3年度・令和4年度の役員改正について
- 4 令和3年度・令和4年度の会計予算について

平成31年(令和元年)・令和2年度事業報告

期 日	諸会議・内容等	会 場
平成31年 4月 8日	入学式 同窓会長同席	喜二中体育館
令和元年 6月21日	同窓会総会	喜二中大会議室
令和元年10月15日	昭和49年度卒業生「還暦祝い」代表 武藤様より寄付金	喜二中校長室
令和2年 3月13日	第15回卒業式 同窓会長同席	喜二中体育館
令和2年 4月 6日	入学式 同窓会長祝辞(書面)	喜二中体育館
令和3年 3月12日	第16回卒業式 同窓会長祝辞(書面)	喜二中体育館

平成31年(令和元)年度 同窓会会計中間決算書

1 収入総額	167,306円
2 支出総額	0円
3 残 額	167,306円

[収入内訳]

項 目	金 額	付 記
繰越金	46,322円	
入会金	53,500円	令和元年度卒業生 107名(1名500円)
雑収入	67,484円	昭和49年度卒業生「還暦祝い」代表 武藤様より寄付
計	167,306円	

[支出内訳]

項 目	金 額	付 記
事務費	0円	
総会費	0円	
計	0円	

監査報告

本会計における令和元年度の中間決算監査を実施した結果、収入・支出ともに適正に執行されていることを認めます。

令和3年8月23日

喜多方市立第二中学校同窓会監査

横山 喜伸
田中 忠則



令和2年度 同窓会会計決算書

1	収入総額	213,806円
2	支出総額	0円
3	残 額	213,806円

〔収入内訳〕

項 目	金 額	付 記
繰越金	167,306円	
入会金	46,500円	令和2年度卒業生 93名 (1名500円)
雑収入		
計	213,806円	

〔支出内訳〕

項 目	金 額	付 記
事務費	0円	
総会費	0円	
計	0円	

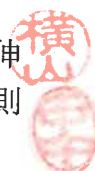
監査報告

本会計における令和2年度の決算監査を実施した結果、収入・支出ともに適正に執行されていることを認めます。

令和3年8月23日

喜多方市立第二中学校同窓会監査

横山 喜伸
田中 忠則



同窓会役員(案)

	令1・2年度役員	令3・4年度役員
1 会長 1名	小荒井 廣芳	小荒井 廣芳
2 副会長 3名	田中 芳行	田中 芳行
	五十嵐 成子	五十嵐 成子
	齋藤 誠	齋藤 誠
3 幹事長 1名	赤城 啓一	赤城 啓一
4 幹事 若干名	宇津味 守温	富田 新一郎
	富田 新一郎	佐藤 智
	佐藤 智	坂内 孝夫
	坂内 孝夫	
5 監査 2名	横山 喜伸	横山 喜伸
	田中 忠則	田中 忠則
6 庶務会計 若干名	土橋 康弘	笹川 英俊

顧 問

岩田 恒典

令和3年度・4年度 同窓会会計予算書（案）

1 収入総額	287,306円
2 支出総額	5,000円
3 残 額	282,306円

〔収入内訳〕

項 目	金 額	付 記
繰越金	213,806円	
入会金	34,500円 39,000円	令和3年度卒業生 69名(1名500円) 令和4年度卒業生 78名(1名500円)
雑収入	0円	
計	287,306円	

〔支出内訳〕

項 目	金 額	付 記
事務費	5,000円	総会要項等送付のための郵券代
総会費	0円	
計	5,000円	

上記のとおり会計予算（案）を提案いたします。

令和3年8月23日

喜多方市立第二中学校同窓会会長 小荒井 廣芳

喜多方市立第二中学校同窓会規約

- 第1条 本会は喜多方市立第二中学校同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務局は母校内におく。
- 第3条 本会の目的は会員相互の親睦を深め、母校の発展に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。
(1) 母校各種事業の協力
(2) 親睦会、講演会などの開催
(3) その他、必要な事項
- 第5条 本会は次の会員を以て組織する。
(1) 会員 喜多方市立第二中学校卒業生又は途中転学者で希望する者
P T A経験者で同窓会長が推挙する者
(2) 特別会員 母校現職員と旧職員及び会長の推挙する者
- 第6条 本会に次の役員をおく。
(1) 会 長 1 名
(2) 副 会 長 3 名
(3) 幹 事 長 1 名
(4) 幹 事 若干名
(5) 監 査 2 名
(6) 庶務会計 若干名
- 第7条 役員の仕事は次のとおりとする。
会長は会を統理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はこれを代行する。
幹事長・幹事は、会長の命により会務を掌理し、企画運営にあたる。
庶務会計は、庶務会計の事務を掌理する。
監査は、会計事務を監査する。
- 第8条 会長・副会長・監査は総会において会員より選出する。
幹事は会長が委嘱し、幹事長は幹事の互選とする。
庶務会計は会長が委嘱する。
- 第9条 役員の仕事は2カ年とする。ただし再任は妨げない。
- 第10条 本会に顧問をおくことができる。
- 第11条 本会は2年に1回(役員改選時)総会を開催する。なお総会の議長は会長が務める。
- 第12条 本会の経費は会員の入会金及び雑収入をもってこれにあてる。必要に応じて臨時に徴収することができる。
- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
役員任期の中間年は、年度の会計報告を役員会に報告する。
- 第14条 本会の改廃は総会の決議による。

付則

- 本会計は昭和53年4月8日より施行する。
本規約は、平成19年9月1日に一部改正する。
本規約は、平成22年6月12日に一部改正する。(幹事長・幹事は会長の命による)
本規約は、平成26年6月27日に一部改正する。(顧問をおいた)
本規約は、平成30年4月1日に一部改正する。(会費を500円に値上げした)
本規約は、令和元年6月21日に一部改正する。(5条P T A経験者を付記)